

(議事録)

賃金室長補佐

ただ今から埼玉県足袋製造業最低工賃専門部会を開催いたします。
部会長及び部会長代理が選出されるまでの間、補佐である私、大村が司会進行を務めさせていただきます。

令和4年12月8日に開催されました第1回埼玉地方労働審議会において、埼玉労働局長から埼玉県足袋製造業最低工賃の改正決定の諮問を受けまして、専門部会が設置されることになりました。

委員になられた方々には予め辞令を座席に置かせていただきました。
まず、定足数の確認をいたします。

公益委員3名、家内労働者代表3名、委託者代表3名、合計9名となっております。

委員の3分の2以上が出席されていることから、地方労働審議会令第8条第1項の規定により、本専門部会は有効に成立しておりますことをご報告いたします。

続きまして、北代労働基準部長からご挨拶申し上げます。

労働基準部長

労働基準部長の北代でございます。

本日は非常に寒い中、最強の寒波が到来している中、お集まりいただきましてありがとうございます。

皆様方には、日頃より労働基準行政の推進に格別のご尽力いただいておりますことに、厚く御礼申し上げます。

現在、埼玉県内には五つの最低工賃がございます。一つは革靴製造業、一つは本日の足袋製造業、そして縫製業、紙加工品製造業、電気機械器具製造業で、それぞれ本日の資料No.6、第14次最低工賃新設・改正計画のとおり、令和4年から向こう3年間の改正計画を立てております。

本年度は、本日の足袋と革靴製造と縫製、来年度は紙加工品、再来年度は電気機械器具という形になっております。

先程、司会からもありましたように、今年の12月8日に開催されました令和4年度第1回埼玉地方労働審議会におきまして、埼玉労働局長から埼玉県足袋製造業最低工賃の改正決定の諮問がありました。それを受けて本専門部会を設置することとなりまして、各団体からの推薦等により皆様を任命させていただきました。任命通知については机に置いてありますので、ご確認の程、よろしく願いいたします。

埼玉県の最低賃金については、昨年過去最高の引き上げ額によって改定されております。また、近年、物価高騰を背景とする中で、労使ともに賃金の引き上げについてご尽力をいただいているところでございます。そういった中で今回の足袋製造業最低工賃については、平成10年に改正されて以来据え置き状況で、改定となるわけ

でございますが、その点では難しい点も多いかと思えます。真摯な議論を十分尽くしていただきまして、部会報告の取りまとめにご協力をいただけたらと思っております。

本会の開催にあたりまして、簡単でございますけれども、本部会の冒頭のご挨拶とさせていただきます。どうぞよろしく願いいたします。

賃金室長補佐 続きます、委員のご紹介ですが、委員名簿の配布をもってご紹介に代えさせていただきます。

配布資料の確認をさせていただきます。目次読み上げは省略いたしますが、欠落等ございましたら、事務局にお申し付けください。

では議題1ですが、各部部长及び部部长代理の選出についてです。

部部长は地方労働審議会令第6条第4項において、公益を代表する委員及び臨時委員の中から委員及び臨時委員が選挙する、と規定されています。

この会議に先立ちまして公益委員の皆様にご協議をいただいたところ、部部长に野本委員というご推薦がありました。委員の皆様にお諮りし、承認を得たいと思えます。推薦のとおりでよろしいでしょうか。

(異議なし)

賃金室長補佐 ありがとうございます。それでは、野本部部长、以後の議事進行をお願いします。

野本部部长 野本です。では、以後の進行については私の方で引き継ぎます。

部部长の選出に続き、部部长代理を選出します。部部长代理については、地方労働審議会令第6条第6項において、公益を代表する委員又は臨時委員のうちから部部长があらかじめ指名する、と規定されていますので、部部长代理に鈴木委員を指名したいと思えます。鈴木委員よろしいですか。

鈴木委員 はい。

野本部部长 続いて議題の2に移りたいと思えます。

議題の2は、最低工賃専門部会運営規程の改定についてです。事務局から説明をお願いします。

賃金室長 お手元の資料をご覧ください。

資料4を1枚めくっていただいて2枚目が現行の運営規程となっております。題名の頭のところに、埼玉地方労働審議会と書かれておりまして、現在最低工賃専門部会は埼玉地方労働審議会に設置さ

れております。しかし、現在の組織変更前、労働局は労働基準局だった頃がありました。その頃、最低工賃専門部会は埼玉地方最低賃金審議会に設置されておりました。

本日開催の足袋製造業最低工賃専門部会は地方労働審議会にこのように設置されるようになってからは、まだ一度も開催されておられませんので、地方労働審議会の中の最低工賃専門部会としての運営規定は作成されておられません。

地方労働審議会に設置されてから開催された専門部会は革靴製造業専門部会のみで、直近では平成29年に改定されております。また、運営規程の内容なのですが各専門部会で内容は全て同じとなっております。

そこで、案の第2条の名称のところ、専門部会には、それぞれの担当する最低工賃の件名を冠する、と入れさせていただいて、五つをひとつにまとめた規程で運用したいと思っております。

続いて、その内容についてですが、現行の方は裏面を見ていただきますと第11条までとなっております。このうちの第4条から第8条の線を引いたところについては、資料3をご覧ください。

資料3は埼玉地方労働審議会運営規程となっております。

第9条に読み替え規程が規定されております。現行の4条から8条については、地労審運営規程の2条、3条、5条、7条及び8条の規定に準用されるため、資料4の1ページ目の案では、これら該当する条文を削除しました。

また、現行の第10条は資料2に地方労働審議会令を付けているのですが、地方労働審議会令第7条第3項に同様なものが規定されているため削除しまして、雑則第11条第2項に規程の改廃、これはほかの条文、規定がございませんでしたので規定の改廃の定めを追加しております。

変更点は以上でございます。

野本部長

今の説明について、質問等はございますか。

労働基準部長

補足ですが、一本にしたのは最低賃金審議会の特定最賃の専門部会の規定がありまして、これを準用してコンパクトにしたということ、室長が説明したように労働基準局から労働局に平成12年4月1日から改組した以降、革靴製造業として単独で規定を設けたところですが、今後幾つかの審議会を開催していく中で規定を一本化すること、資料3にある地労審の運営規定も令和3年12月10日から施行され、テレビ会議システムの関係の規定を改定しており、これ以降コンパクトにできることとなったことから今回の部会規定も改定したいという趣旨でございます。

野本部長 資料4で施行期日がありますが、全ての部会を一本化して一つの規定とするということですが、平成26年29年の過去の施行訂正は、動いていた革靴製造業の施行期日の訂正であると思うのですが、一本化した新たな共通の規定を策定するにあたり、過去の施行訂正を載せる必要があるのかなというところですが。

賃金室長 新設という形がよろしいですか。

労働基準部長 その部分ですが、革靴の規定を叩き台の資料として挙げるけれども、廃案にして本日付で綺麗にするというのともあります。併せて審議していただきたいと思っております。

野本部長 革靴製造業の規定を他の業種に広げるという趣旨ですか。

労働基準部長 はい。

野本部長 いかがでしょうか。原案のとおり承認ということでよろしいですか。
(異議なし)

では、案を消していただいて、この内容で改正したいと思います。
続きまして、議題の3、埼玉県足袋製造業最低賃金改正決定について、に移ります。

なお、本専門部会は、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合、に該当するため、会議は非公開、議事録を公開とします。ただし、個別協議中の議事録は作成しませんのでよろしくお願いいたします。

また、本専門部会の議事録の確認者をあらかじめ指名させていただきます。公益代表は私野本が。家内労働者側は柿沼委員、委託者側は廣澤委員にお願いしたいと思います。

次に配布資料の説明を事務局からお願いします。

賃金室長 配布資料の説明に併せまして、最低賃金改正の審議に至った経緯について基準部長から説明がありましたが、私からも追加して説明させていただきます。

まず資料についてですが、先程ご確認いただいたとおり、次第の次に資料目次が付いておりまして、No.1からNo.13までをご用意させていただきます。

資料No.1は委員名簿、No.2は地方労働審議会令です。

資料No.3及びNo.4は、議題の2でご説明した、埼玉地方労働審議会運営規程と最低賃金専門部会運営規程案で、先程ご承認いただき

ましたので、案が取れております。

以降は資料の順番が前後しますが、資料No.6をご覧ください。

左端の局名のところ、11 埼玉の段をご覧くださいますと、埼玉には5件の最低工賃が定めております。これらを定期的に改正していく計画を立てておりまして、令和4年度は革靴、足袋、縫製の改正をそれぞれ計画しております。

そこで本日の議題となっている埼玉県足袋製造業最低工賃については、資料No.7のとおり、各工程ごとにそれぞれ最低工賃を定めておりますが、表の下の方、第4項の効力発生の日に記載されておりますように、この最低工賃は平成10年4月30日に改正されたものです。それ以降現在まで、約25年間改正が見送られてきたわけですが、改正を見送った理由としましては、足袋業界の厳しい景気状況や、委託者、家内労働者の数の減少、それらの増加が今後見込めないことなどで改正が見送られてまいりました。

一方、最低工賃額の決定について、家内労働法第13条では、最低工賃は、最低賃金との均衡を考慮して定められなければならない、と規定されております。

ここで、埼玉県の最低賃金の推移を示したものが資料No.8になります。最低工賃が改正された平成10年4月30日に適用されていた最低賃金は平成9年10月1日に改正された最低賃金ですので、その金額を100とした時の現在の最低賃金は151.38と、約1.5倍に引き上げられております。最低賃金が1.5倍に引き上げられているにも関わらず、最低工賃が改正されていない現状は、均衡が考慮されているとは到底言えませんので、最低工賃の改正決定について調査審議を求めるべく令和4年12月8日に埼玉地方労働審議会に諮問を行いました。

その際の諮問文が資料No.5となっております。

地方労働審議会が最低工賃の改正決定について調査審議を求められたときは、専門部会を置かなければならないと家内労働法第21条第1項で規定されておりますので、本日、埼玉県足袋製造業最低工賃専門部会を開催しております。

一番最後の資料No.13に最低工賃改正手続の流れを示させていただきました。中程の黒塗りの部分に最低工賃専門部会とありますが、本日開催の部会となります。この後の流れについては、後ほどご確認ください。

事務局では、調査審議の参考にするため、家内労働実態調査を令和3年10月に行っておりまして、その結果が資料No.11です。この調査結果の中で、家内労働を委託している事業所の件数が2件となっておりますが、これは調査時点での数字で、その後変動している可能性があります。実際に、この調査で委託なしと回答した事業所

から、令和3年当時コロナの影響で家内労働の委託はしていなかったが、現在は委託をしているとのお話がありましたので現状は少し変わっているかと思われま

す。続いて資料No.10は最低工賃改定試算表として、何%引き上げた場合に最低工賃はいくらになるかという額を表したものです。

この表の中に黒丸が打ってありますが、この黒丸は、資料No.11の家内労働実態調査の結果から、実際に支払われている工賃額の分布を表したものとなっております。

また、黄色の色分けは、実際に支払っている工賃の最低額までを黄色に色付けしております。例えば上から4番目の羽縫いの工程ですと、3%の引上げまでは影響はないが、4%の引上げだと支払い工賃を上げなければならないということになります。最低賃金の審議で良く用いる影響率、未満率をイメージして作ってみました。

資料No.12は委託事業所数及び家内労働者数の状況です。

委託者数、家内労働者数ともに減少傾向にあります。先程も申しましたとおり、令和3年に一時的に委託を中止していた委託者が、現在委託を再開している場合もありますので、一概に判断はできないと思われま

す。その下の参考のところに事業所数等の推移を付けております。最後に資料No.9をご覧ください。冒頭、基準部長から物価高との話がありました。この資料No.9が消費者物価指数の推移となっております。

最低賃金の審議においても、この消費者物価指数を参考にしておりますので、資料としました。右肩上がりにはなっていますが、それ程急激ではないかと思われま

す。資料の説明は以上でございます。

この後、金額についてご審議いただきますが、発効日についてもご審議いただきたいと思われま

す。発効日を法定通りとするか、或いは指定日発効とするのかについてもお願いいたします。なお、本日答申をいただきまして、その後異議申出の期間を設けるわけですが、異議申し出がなかった場合、法定どおりでの最短発効日は3月26日日曜日の予定となります。ただし、年度末の官報公示の場合は、あくまで予定となります。以上です。

野本部長

ただ今の事務局説明について、ご質問等ございますか。

金井委員 家内労働法第 13 条では、最低工賃は、最低賃金との均衡を考慮して定められなければならない、と規定されているとの説明でしたが、均衡をどう図るかまでについての指針などが出ていますか。

賃金室長 出ておりません。

金井委員 分かりました。

野本部長 本日は部長報告をまとめる予定としておりますので、円滑な審議に格段のご協力をお願いします。

まず、12 月の最低工賃専門部会の設置を受けて、関係家内労働者及び委託者に対して意見の提出を求める公示を行っていますが、意見の提出はありましたか。

賃金室長 12 月 8 日から 28 日までの間、公示を行いました。意見の提出はありませんでした。

野本部長 それでは、本日の協議形式ですが、全体協議からスタートして、行けるところまで行ってから個別協議を行うという進め方でよろしいでしょうか。

(意義なし)

まず、全体協議を始めます。

全体協議を始めるにあたって、足袋製造業がどういう実態となっているのか森委員から説明をいただき、それから全体協議を進めていきたいと思えます。

森委員 イサミコーポレーションの森でございます。

足袋製造業の現状を簡単ですが説明させていただきます。

足袋を縫製している地域は、埼玉県内では行田市に限られております。全国的に見ても、行田以外は四国の鳴門市、観音寺市に限られておりますので、全国で 2 所です。鳴門市には数社、観音寺市には福助という会社が 1 社あるのみです。

行田でも縫製を行っている事業者は合計 6 社です。内 1 社は海外にシフトしております。1 社は北海道の旭川にシフトしております。ですから、行田市で足袋を縫製しているところは 4 社ということになります。

全国的に見ても、埼玉県の最低賃金が高くなっておりまして、全国でも 4 位の水準です。鳴門市で適用される徳島県最低賃金は 855 円で 132 円の差があります。

また、コロナの影響で足袋業界は大変困難な状況でして、お祭り関係、イベント関係が約3年間なかったということで、昨年はある程度開催されましたが、最盛期には至らない状況でした。過去2年間ほぼ足袋の需要はない状況でして、和装を着る機会もない、お祭りもないということで、各社とも休んだり、人員を減らしたり、外注の方にも休んでいただいたりと耐えている状況にあります。

今後、最盛期に戻るかというとなかなか見込めない状況にあります。

足袋の需要が減っていると申し上げましたけれども、和装業界がある限り需要はあるでしょうが、和服を着られる方も年々減っており、何かといえばお祭りが売り上げのメインとなっているかなという状況となっております。

足袋につきましては色々な工程があり、市場では3,000円位のものから安いものでは海外製で500円位のものまであります。

足袋の製造工程は約13工程あり、3,000円のものから500円のものまで、製造工程は全て一緒でございます。

13工程で、中には千鳥があるかないかの違いがございますが、13工程をやって値段が違うのは何が違うかといいますと、素材の違いということでございます。工賃的な部分は1,000円の足袋でも3,000円の足袋でも一緒ということでございます。

足袋は岡足袋という白い足袋が主流で、主に和装でご使用いただいております。あと、仕事で履く足袋や現場で履く地下足袋というゴムがついているものがあり、行田市では基本、岡足袋という綿100%のものを縫製しております。

内職に頼んでいるのも、厳しい状況にありまして、皆様のほとんどが年金と併用でやられております。私共でも発注させていただいておりますが、大体65歳から80歳位の方をお願いしております。年金をいただきながらやっていただいておりますが、専業でやっている方もおられなくて、自分の空いた時にやっているというのが現状となっております。社内でも賄える部分はありますが、長年やってきていただいている中で、できる範囲でやっていただいている状況でして、各社とも同様のようです。

新たに縫製業を含めて内職をやられる若い方を募集してもおられないものですから、内職の方にやっていただけなくなるとほぼ社内で賄っていかなくてはならないかなという状況となっております。厳しい状況でありますので、その状況を踏まえたご審議をお願いしたいと思います。

野本部長

森委員から足袋製造業の実態についてご説明いただきましたが、皆さんから森委員に確認したいことなど何かございますか。

- 柿沼委員 今、家内労働者をやられている方の年齢層が 65 歳から 80 歳位とおっしゃりましたが、65 歳以下の方もおられますか。
- 森委員 私が知っている限りではいらっしゃらないです。
- 野本部長 関連してですが、皆さんは 65 歳まで或いは 60 歳までの定年年齢まで社内で従事され、退職されて空いた時間を使って家内労働という形で同様の作業をやっている方がおられる。
- 森委員 そのような方もおられますし、結婚を機にリタイヤされて、ある程度子育てが落ち着いた段階ではじめられる方もいらっしゃいます。
その方が年齢を重ねてこられて 60 歳以上となっている形ですね。
この辺のどちらかのパターンで働いておられます。
- 野本部長 他にいかがでしょうか。
- 金井委員 工程は変わらないというお話ですが、社内でやってもらっている労働者の方と家でやられている方は全く同じことをやっているのですか。
- 森委員 はい。会社内では 13 工程あるので工程ごとに人員がおるのですが、内職でやっているのは、この工程だけ、ある 1 工程だけ、例えばつま縫いだけとか端縫いだけとかのように 1 工程だけとかを頼むことが多いです。ミシンも特殊なミシンなのでそれらの工程だけということが多いです。
- 金井委員 出す出さないはどうやって決めているのですか。
- 森委員 会社によって違うと思いますが、例えば羽縫いの方が不在だというときにその工程だけを出すパターンもありますが、私のところでは社員 20 名弱おり、一人が何工程か出来るようにしておりますので、急に休んだとしても社内でできます。プラスアルファという考えで、ある工程の作業が滞ってきた場合は内職の方をお願いするといった感じでございます。
- 松本委員 内職に関わる道具などは会社からの支給になるのですか、それともやっという方が自分で買われるのですか。
- 森委員 基本、ミシンとかはその工程によって通常の平ミシンでできる場合もあるのですが、妻縫いなどは専用ミシンがありますので、そういった工程では工場から専用のミシンをお貸しするというパターンが多い

です。

平井委員 ミシンは、無料でお貸ししているのですか。

森委員 無料です。無料でお貸しして、その方が辞められる場合は引き取るという形で、一応無料でお貸ししております。

鈴木委員 先程、社内で 20 名程の方が作業されているというお話でしたが、今後その方が定年を迎えて、内職に参入するという見込みはあるのでしょうか。

森委員 ないとは言えないです。定年といっても私共でも定年で退職される方はほとんどおられなくて、65 歳まで働いていただいた後も、また再雇用という形で働いていただいております。今では、上では 83 歳の方に働いていただいておりますし、定年以上で働いていただいている方のほうが多いです。ほとんどが市内の方ですので、自転車とか徒歩とかで来られる方には、各社とも来ていただいて、働いていただいております。

ある例ですが、他の会社ですと迎えに行って来てもらったりとかして、来れる範囲であれば皆さん来ていただいて働いていただいております。

鈴木委員 そうなると雇用者としてお仕事をしていると。

森委員 そういうことになります。

鈴木委員 ありがとうございます。

柿沼委員 もう一つよろしいですか。最低工賃で定められている工程は、各工程ごと、一時間でだいたい何足位作業ができるのですか。

頼む数が少なかったりとか、きっちりそろっていないなどがあるのでしょうか、ざっくりでよいので教えていただけないでしょうか。

森委員 色々な工程があるのですが、その工程によりまして直ぐにできるものと結構大変なものがあります。その人の能力もあるので、一概には言えません。

野本部長 先程の柿沼委員の質問は、足袋の場合、工賃が工程ごとに決まっています、引き上げについて検討するとき、一律に何%という形で議論しがちだけれども、そもそも根拠となっている工程ごとになっている

工賃が今適正な形で定まっているのかというところですよ。

柿沼委員

あと、先程ありました 13 条の最低賃金との均衡というところで、最低賃金との関係である程度時給で数字が出ると多少見やすくなるのでは、というところですね。

野本部長

森委員のお話ですと、簡単に数値化するのは難しいようですし、作業員の技量によってもかなり変わってきてしまうということですね。

賃金室長補佐

補足というか実態調査の中で分かった範囲で説明をさせていただきます。まず年齢層については、資料 11 の 3 ページに、年齢層のご質問があつと思うのですが、ほとんどの方が 60 歳台、70 歳台、80 歳台の方でした。

次に 1 時間にどの程度できるのかということですが、資料 11 の調査のまとめには載せていないのですが、つま縫いとかアイロン仕上げとかについては 1 時間あたり 25 足位の目安を挙げていらっしゃる会社もございました。それ以外の単価の安い工程ですと 1 時間 40 足とか 60 足とか 80 足とか、それくらいではないかとの答えがあった会社もございまして、そうすると単純に計算しますと、単位の低い工程は 1 時間に 400 円から 500 円位の金額に換算できるのかというのと、つま縫いやアイロン仕上げですと 700 円から 800 円位に換算できるのではないかと。

野本部長

大体よろしいでしょうか。そうしましたら双方からご意見をお聞きしたいと思えます。まず家内労働者側からお願いします。

柿沼委員

足袋の最低工賃について、家内労働法 13 条にあるとおり、最低工賃については「その地域における最低賃金との均衡を考慮して定めなければならない」というところを踏まえると、事務局でご用意いただいた No.8 の資料を用いて、平成 10 年に最低工賃が改正されてから今年までの最低賃金の上昇は 151.38 となるので、単純にここから見ると今回の工賃は 50%程度引き上げるのが本来だと捉えております。

ただ先程、森委員からお話をお聞きいたしましたし、我々の実感としても足袋の業種、またこの家内労働は状況的には相当厳しいと実感しております。そのようなところを踏まえると No.10 の中で我々としてはできるだけ多くの家内労働者の工賃を引き上げたいと思えますので、20%程度今回引き上げを考えております。

家内労働者側の考えは以上でございます。

野本部長

ありがとうございます。

続いて委託者側委員の方からお願いします。

廣澤委員

委託者側としましても昨今の物価上昇を踏まえて、一定の引き上げが必要と考えております。最低賃金の引き上げについて、直近では物価高を踏まえて検討がされていますが、物価高の視点ではないところで最低賃金が上がってきたところも注目しなければならないと考えております。従いまして、消費者物価指数の推移を踏まえまして、平成10年を100とした場合107.17ということでございますので、7.17%を提示したいと思っております。

野本部長

家内労働者側は20%の改正、委託者側は7.17%の改正ということで、かなり開きがありますので、個別協議に入りたいと思います。1回目は委託者側とします。個別協議の控室について事務局から説明をお願いします。

賃金室長

はい。さいたま労働基準監督署の第2会議室を控室をご用意いたしておりますので、そちらにご案内いたします。

(個別協議)

野本部長

部会を再開いたします。

各委員の円滑な結論のとりまとめに協力をいただきまして感謝申し上げます。

埼玉県足袋製造業最低工賃については、引き上げ率10%とした上で、各工程の工賃について1円未満を切り上げとすることで、結論に至ったということよろしいでしょうか。

その場合の工賃ですが、各工程ごとに見ますと、

足踏み通し	73円
掛け押し縫い	55円
こはぜ付け	74円
羽縫い	105円
甲縫い	103円
尻止め	55円
つま縫い	228円
まわし縫い	77円
アイロン仕上げ	269円

このようになります。

よろしいでしょうか。

それでは、採決をここでお願いします。

埼玉県足袋製造業最低工賃を結論のとおり、改正し、その発効日は、

法定どおりとすることについて、賛成する委員は挙手をお願いします。

(全会一致)

野本部長

全会一致で議決したものと認めます。

ありがとうございます。

それでは部長報告案の配布をお願いします。部長報告案について事務局から読み上げをお願いします。

賃金室長

案、令和5年1月24日、埼玉地方労働審議会会長荒居善雄殿、埼玉県足袋製造業最低工賃専門部会部長野本夏生。

埼玉県足袋製造業最低工賃の改正決定について、報告。

当専門部会は、令和4年12月8日埼玉地方労働審議会において付託を受けた標記の最低工賃の改正決定について、慎重に審議を行った結果、別紙のとおり改正すべきであるとの結論に達したので報告する。

なお、本件の審議に当たった専門部会の委員は下記のとおりである。記、公益代表委員、野本夏生、弁護士、金井郁、埼玉大学大学院人文社会科学科教授、鈴木奈穂美、専修大学経済学部教授。

家内労働者代表委員、柿沼聡、連合埼玉副事務局長、平井孝史、U Aゼンセン埼玉県支部主任、松本聖和、サイボー労働組合組合長。

委託者代表委員、嶋田昌美、サイボー株式会社社外取締役、廣澤健一、一般社団法人埼玉県経営者協会専務理事、森政浩、株式会社イサミコーポレーション統括部長。

別紙、埼玉県足袋製造業最低工賃、1、適用する家内労働者、埼玉県の区域内で足袋製造業に係る縫製の業務に従事する家内労働者。

2、適用する委託者、前号の家内労働者に前号の業務を委託する委託者。

3、第1号の家内労働者に係る最低工賃額、次の表の工程欄の区分に応じ、婦人用足袋、並級のもので、かつ、4枚こはぜのものに限る、10足につき、金額欄に掲げる金額。

工程、足踏み通し 73 円、掛け押し縫い 55 円、こはぜ付け 74 円、羽縫い 105 円、甲縫い 103 円、尻止め 55 円、つま縫い 228 円、まわし縫い 77 円、アイロン仕上げ 269 円。

備考、上記金額は、縫い糸代、ミシンの維持及び使用に要する経費並びに電力費その他の必要経費を除くものとする。

4、効力発生の日、法定どおり。

以上でございます。

野本部長

ただ今、事務局から部長報告案を読み上げていただきました。原案のとおりでよろしいでしょうか。

(異議なし)

野本部長

原案の通り、部会長報告書が承認されましたので、本審議会に提出することといたします。

続いて、本専門部会の議決は、埼玉地方労働審議会運営規定第 12 条に基づき、埼玉地方労働審議会の議決とすることとされているため、答申案について事務局から読み上げをお願いします。

賃金室長

案、令和 5 年 1 月 24 日、埼玉労働局長久知良俊二殿、埼玉地方労働審議会会長荒居善雄。

埼玉県足袋製造業最低工賃の改正決定について、答申。

当専門部会は、令和 4 年 12 月 8 日付け埼労発基 1208 第 1 号をもって諮問のあった標記について、専門部会を設けて慎重に審議を行った結果、別紙のとおり改正するのが適当であるとの結論に達したので答申する。

なお、本件の審議に当たった専門部会の委員は下記のとおりである。

記以下については、先程読み上げた部会長報告に同じですので、読み上げは省略します。

以上でございます。

野本部長

事務局から答申案を読み上げていただきました。原案の通りでよろしいでしょうか。

(異議なし)

野本部長

原案のとおり、承認されましたので案を消していただき、答申することといたします。

(答申文 手交)

労働基準部長

埼玉県足袋製造業最低工賃の改正決定の答申を全会一致でいただきありがとうございました。この答申を受けまして事務局では所要の手続き進めてまいります。最低工賃改正額の法定発効に向けて事務処理を進めてまいりますのでよろしくをお願いします。

本日は限られた短い時間の中でのご審議に感謝しております。大変ありがとうございました。

野本部長

議事 4 はその他です。まず、委員の皆様方から何かございますか。

柿沼委員

今回 10% で結審をいたしました。引き上げについて少なからず上がったということでは感謝申し上げます。ただ、お願いですが、13

条にある最低賃金との均衡ということていくとまだ差がありますので、是非3年毎に改定の検討をすることとなっているので、次回もまたこの改定の専門部会が開かれることに理解をいただきたいのと、先程ありました全部で13工程ということでは、この最低工賃はすべての工程が記載されておりませんので、是非、記載のない工程も各企業の皆さんに10%の工賃の見直しをしていただきたいと思います。

野本部会長 事務局から何かありますか。

賃金室長 今後の予定について申し上げます。

本日、答申をいただきましたので、今から異議申出の公示を行います。公示期間は、2月8日水曜日までとし、異議申出があった場合は異議審を開催し、再審議を行います。異議申出がなかった場合は、速やかに官報公示を行います。

異議申し出が仮にあった場合の異議審の開催日については、別途調整させていただきます。

野本部会長 では、以上をもちまして、本日の埼玉県足袋製造業最低工賃専門部会を閉会いたします。ありがとうございました。

以上